

令和6年5月17日

河南町長 森 田 昌 吾 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 吉川 成 吾

特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について（答申）

令和6年5月1日付け河南人第4号により諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. 特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について

（1）給料額

町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町 長 7 5 6 , 0 0 0 円（1 0 %削減）

副町長 6 7 9 , 0 0 0 円（ 3 %削減）

教育長 6 4 9 , 9 0 0 円（ 3 %削減）

（2）実施時期及び期間

実施時期については、令和6年7月1日からとすることが適当であり、期間は、令和10年3月28日までとする。また、前回の削減措置期間の満了日の翌日である令和6年3月29日から実施日までの削減相当額については、期末手当で調整するのが適当と考える。

2. 審議会の開催状況

第1回審議会 令和6年5月 1日

第2回審議会 令和6年5月17日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、令和6年5月1日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

現在の町長、副町長及び教育長（以下「特別職」という。）の給料額については、令和4年2月15日付けの本審議会からの答申に基づき条例改正がなされ、令和4年4月1日から令和6年3月28日までの間、条例本則に対して、町長は、10%、副町長、教育長はそれぞれ3%の削減措置が実施されてきた。この程、町長から、特別職の給料額について改めて諮問があったため、審議を行った。

審議にあたっては、これまでの特別職の給料額の改定経過や同じ職責を担う大阪

府内町村長等の給料額との比較、また、一般職の給与の状況や本町の財政状況、さらに、賃上げ、物価高騰など昨今の社会情勢を総合的に考慮して判断することとした。

特別職の給料額は、平成19年以降、削減措置が実施されていることや大阪府内の町村長等においても削減措置を行っている自治体が半数程度あること、また、給料月額のほか、期末手当や退職手当等を含めた任期中の給与の総支給額を条例本則上の額及び前回並に削減した額で比較しても、本町の特別職の給与は、大阪府内町村の中では上位の水準にあることなどを確認した。

一般職の給与については、人事院勧告により、平成26年度以降、令和2年、令和3年のマイナス勧告を除けば、プラス勧告となっている。この間、特別職の給与の内、特別給（期末手当）については、一般職と同様に増額の改定がされており、月例給（給料月額）については、ここ数年の傾向として、主に若年層に重点をおいた改定となっている。

これらの給与勧告は、民間給与の実態を反映したものであり、民間企業においても物価高騰を踏まえた実質賃金の上昇を目指し、大幅な賃上げの傾向にある。

一方で、本町の財政状況は、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少により、町税の飛躍的な伸びは見込めない状況となっている。ここ数年は、大型建設事業の縮減や地方交付税の増等により、収支及び財政指標は維持できているが、今後は、少子化対策や医療・介護等の社会保障費の増に加え、地域公共交通の維持に多額の財政支出を要することから、厳しい財政運営を余儀なくされることが予想される。

特別職は、町の施策、方向性を判断する非常に重い職責を担っており、この責任の重さや昨今の社会全体としての賃上げの傾向を加味した場合、その給料月額は、条例本則に戻すなどの措置が適当な時期と考えられるが、町の財政状況や大阪府内町村長の給与の状況等を総合的に勘案すると、現段階では、従来と同一の削減措置を行わざるを得ない状況と判断する。

なお、削減期間は、町長の任期である令和10年3月28日までとし、今後の社会情勢や本町の状況に急激な変化が生じた場合には、改めて見直しを実施されることが適当であるとする。

以上